

大阪市港区地域防犯計画（改定素案）【概要版】

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

- 「大阪市安全なまちづくり条例」、「大阪市安全なまちづくり基本計画」を策定（平成14年）
- 「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方にに基づき、「市政改革プラン」を策定（平成24年8月）
- 「大阪市港区地域防犯計画」は、「港区将来ビジョン」の実現に向けて、港区内の犯罪発生状況や犯罪特性等を踏まえ、区民、警察、区役所その他関係機関等がそれぞれの役割を果たし連携・協力しながら、犯罪のない安全・安心なまちづくりの取組を推進するために策定

2 計画期間

平成28年度～31年度までの4年間
（取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ必要に応じて見直す）

3 計画目標

一人ひとりの区民が日常生活の中で犯罪への不安を感じることなく、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざす。

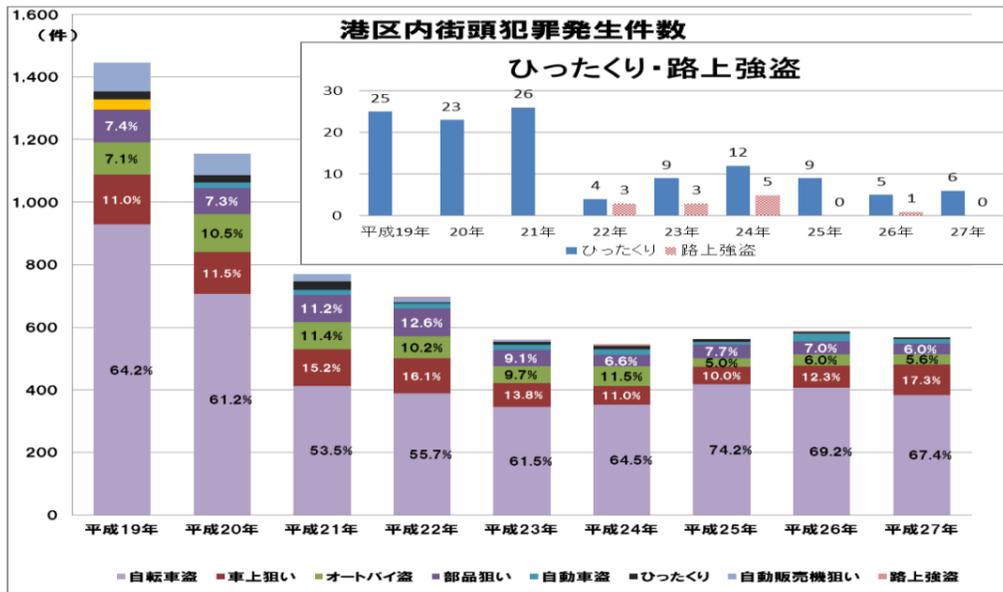
■目標指標

区内の件数	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
街頭犯罪発生件数	568件	560件以下	550件以下	550件以下	550件以下
子どもの声かけ事案発生件数（安まちメール受信件数）	9件	7件以下	5件以下	5件以下	5件以下

第2章 港区における犯罪の現状と課題

1 街頭犯罪

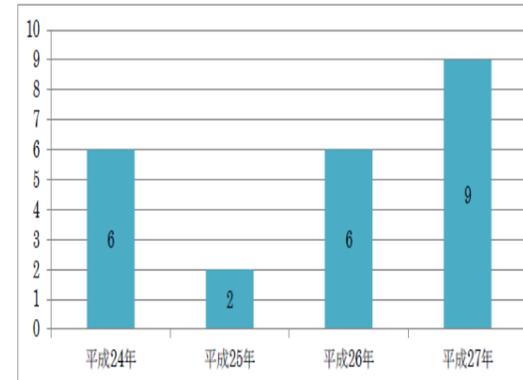
- 街頭犯罪発生件数は平成24年には546件まで減少し、平成25年から平成27年は横ばいで推移し、平成27年は568件発生。
- 殺人等の重大事件はほとんど起きていないが、ひったくりや自転車関連犯罪など、直接身体に被害が及んだり、被害が多額になる犯罪も発生。
- 自転車盗のような身近なところで起こる犯罪が多発し、街頭犯罪発生件数を押し上げる要因となっている。
- 身近な犯罪をいかにして抑止し、区民の不安を和らげるかが重要な課題。



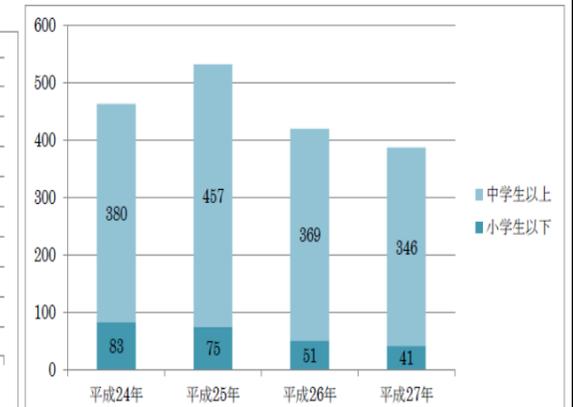
2 子どもをめぐる犯罪

- 不審者による子どもへの声かけ事案発生件数（安まちメール受信件数）は、平成25年には2件まで減少したが、平成27年は9件発生した。
- 大阪市内での「強制わいせつ」認知件数は減少、とりわけ小学生以下の子どもが被害者となる認知件数が大きく減少している。
- 全刑法犯に占める少年犯罪（20歳に満たない者による犯罪）が3割を占め、大阪府下の街頭犯罪のうち少年によるものは約6割を占めている。
- 活気ある地域コミュニティづくりと地域防犯力の強化を促進し、警察、区役所、関係機関等が進める犯罪の抑止、検挙、再犯防止の取組と連携し、地域社会全体で子どもを犯罪から守ることが重要な課題。

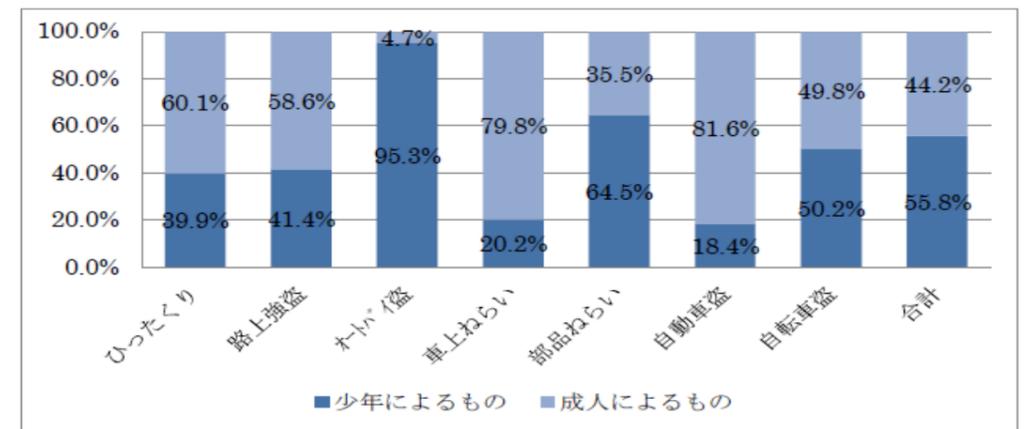
■区内の子どもの声かけ事案発生件数（安まちメール受信件数）の推移



■「強制わいせつ」認知件数の推移



■大阪府下の街頭犯罪検挙・補導人員に占める少年の割合（平成26年）



第3章 防犯施策を進めるための基本的な視点

- 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化
- 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援
- 子どもを犯罪から守る取組の強化
- 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の実施

第4章 防犯施策の推進

1. 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

(1) 迅速な犯罪情報の提供

大阪府警察の「安まちメール」や犯罪発生状況を活用して、わかりやすく地図に表示し、区のホームページで公表するとともに、ツイッターでも犯罪発生情報を発信。

(2) 区役所職員による青色防犯パトロール

青色回転灯を装着した公用車により、犯罪発生情報を踏まえ、臨機かつ機動的な巡回監視を実施。

(3) 夜間における青色防犯パトロール

夜間・深夜の青色防犯パトロールを、犯罪実態を踏まえたコース設定などにより、警備会社に委託して実施。

2. 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

(1) 地域防犯活動説明会や情報交換会の開催

地域防犯活動が効果的・効率的なものとなるよう、地域での目標設定などを支援し、各地域の担当者を対象とした地域防犯活動説明会や情報交換会を定期的に開催。

(2) 青色防犯パトロール活動への支援

小学校区などの地域において青色防犯パトロール活動に取り込まれるよう、引き続き働きかけを行う。また、自主防犯ボランティア団体の設立を各地域で促進。

(3) 街路防犯灯の設置に対する支援

街路防犯灯の設置により、まちを明るくし、歩行者や自転車の通行の安全を確保するとともに、夜間に発生するひったくりなどの犯罪発生を防止。

(4) 落書き消去活動への支援

地域が主体となって、施設管理者や区役所などと連携して実施する落書き消去活動に対し、市民活動保険の付与などを支援。

3. 子どもを犯罪から守る取組の強化

(1) 「子ども安全見守り隊」への支援

各小学校区では、登下校時における児童生徒の犯罪被害防止のための見守り活動を行う「子ども安全見守り隊」に対して見守りに必要な物品を提供するなど支援。

(2) 「こども110番の家」事業の推進

子どもたちがいざという時に「こども110番の家」を確実に利用できるよう、学校・PTA等と連携し、「こども110番の家」の場所を子どもに認識させるよう取り組む。

(3) 子どもの安全見守り防犯カメラの設置

小学生以下の子どもに対する犯罪行為の抑止を目的として、これまでの設置箇所 비해手薄感の見られる通学路や公園等への防犯カメラの増設を重点的に行う。

(4) 子どもが加害者とならないための取組

① 青少年指導員による活動の推進

青少年が夜間に外出し、犯罪の被害者や加害者とならないよう、青少年指導員をはじめとする地域ボランティアによる小学校区単位での夜間巡視等を実施。

② 青少年福祉委員による社会環境浄化活動の推進

青少年福祉委員による、「新たな有害環境」に関わる実態把握や社会環境浄化に向けた啓発活動を実施。

③ 区青少年育成推進会議による取組みへの支援

中学校単位で地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図る取組として行われている、夏休みや夜間の巡視、講演会や講座、情報の交換などの活動を支援。

④ 地域実情に即した関係機関との弾力的な連携のための仕組みづくり

「学校警察連絡協議会」や「小・中学生非行対策会議」に参加するなど、それぞれの地域の実情をふまえ、個々具体的な対策について、学校、警察や地域団体等と弾力的に連携できる仕組みを構築。

4. 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の実施

(1) 地域安全センターへの支援

地域の防犯活動の拠点として、港区内の老人憩いの家12ヵ所に設置しており、制服警官の立ち寄りや区内交番の広報「交番だより」など警察の各種情報、区役所の防犯情報や各官公署からの情報を住民がいつでも閲覧できる状況で提供。

(2) 広報紙やホームページを活用した防犯知識の普及・啓発

ひったくり、侵入盗、自転車盗対策、高齢者が特に狙われやすい振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わないために、広報紙やホームページ等を活用しての防犯知識の普及・啓発。

(3) 街頭キャンペーン・啓発活動の推進

① ひったくり防止キャンペーン

自転車乗用中のひったくり被害の未然防止に向け、警察と連携して、街頭啓発を実施。

② ストップ自転車盗キャンペーン

警察と連携して、短時間の駐輪でも鍵をかけるように啓発。

③ 防犯教室の開催

小学校のほか地域の集まりに出向き、「ひったくり」や「振り込め詐欺」に遭わないための防犯教室を警察と連携して実施。

(4) 安全で安心して暮らせるまちづくりへの取組み

区民、事業者、警察、区役所、各関係機関等で構成する「安全なまちづくり推進協議会」において、街頭犯罪が前年に比べて減少した地域を表彰するなど、自主防犯意識の向上を図る。